

研究活動等支援要領

(目的)

第1条 この要領は、地図及び地図学並びにこれらに関連する科学技術の研究、教育、普及等に関する活動（以下「研究活動等」という。）の活性化に資するため、研究活動等を行うことを主たる目的として結成された学会、協会、グループその他の団体又は個人（以下「研究団体等」という。）に対し、一般財団法人日本地図センター（以下「センター」という。）が行う支援の内容、方法等について定め、もって地図利用の普及と地図に関する科学技術の発達に寄与することを目的とする。

(支援の種類)

第2条 センターが行う支援の種類は、次の各号のとおりとする。

- 一 研究団体等の賛助会員、協力会員その他の会員（正会員、購読会員その他当該研究団体等の構成員の通常の権利を行使すること又は機関紙の配布等の対価を得ることを目的とする会員を除く。）となること。
- 二 前号の会員として必要な会費を支払うこと。
- 三 研究団体等の平常の活動に必要な資金を提供すること。
- 四 研究団体等が行う特定の研究、調査等の実施に必要な資金を提供すること。
- 五 研究会、講演会、講習会、展示会、コンテストその他研究団体等が主催する行事の後援、協力等に関してセンターの名義の使用を承認すること。
- 六 前号の行事の実施に必要な資金又は物品を提供すること。
- 七 第四号の行事の実施に必要な要員を派遣すること。
- 八 研究団体等の機関紙等に有料で広告を掲載する（センターが営業上必要とする場合を除く。）こと。
- 九 その他研究活動等の活性化に資すると認められる支援をすること。

(支援基本方針)

第3条 理事長は、毎年度、研究活動等支援基本方針（以下「基本方針」という。）を定める。

- 2 基本方針には、当該年度に行う支援の内容、重点、主な支援の対象その他当該年度に実施する支援に関する重要事項を記載する。
- 3 理事長は、基本方針を定めようとするときは、予め、第7条第1項の委員会の意見を聴くものとする。
- 4 理事長は、基本方針を定めたときは、速やかに、これをセンターが運営するホームページで公表する。
- 5 理事長は、前項の公表をするときは、研究団体等が支援の申請を行うために必要な手続きに関し、必要な事項を併せて公表する。

(支援の申請)

第4条 研究団体等がセンターの支援を受けようとするときは、ホームページで公表された事項に基づき、別に定める事項を記載した書面をもって理事長に申請をすること。

- 2 第2条第三号から第七号までの各号の支援を受けようとする研究団体等が前項の申請をするときは、事業計画、事業予算その他支援の対象とする活動の内容を説明する資料を添えて申請すること。第八号の支援に関し、理事長が特に求める場合も同様とする。
- 3 前項の資料は、理事長の承諾を得て、その全部又は一部を省略することができる。

4 第1項の書面及び第2項の資料の全部又は一部は、電子メールによって送信することができる。

(支援の実施)

第5条 理事長は、研究団体等から支援の申請があったときは、基本方針に基づき、申請の内容を審査した上、第2条各号のうち必要かつ適切と認める支援を行う。

2 理事長は、前項の審査を行うに際し、第7条第1項の委員会の意見を聴くことができる。

(事業の報告)

第6条 第2条第三号から第七号までの各号の支援を受けた研究団体等は、支援の対象とされた活動が終了したときは、速やかに、理事長に対し、事業報告、事業決算その他支援の対象とされた活動の実施状況を説明する資料を提出すること。第九号の支援に関し、理事長が特に求める場合も同様とする。

2 前項の資料は、理事長の承諾を得て、その全部又は一部を省略することができる。

(研究活動等支援審議委員会)

第7条 この要領に基づく支援に関する重要事項を審議するため、センターに、研究活動等支援審議委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、理事長が委嘱する学識経験者（センターの常勤の役員及び職員を除く。）をもって構成する。

3 委員会の委員長は、委員の互選により決める。

4 委員会は、理事長の求めに応じ、第3条第1項の基本方針その他この要領の実施について重要な事項について審議し、理事長に意見を述べる。

(その他)

第8条 この要領の実施に必要な細目は、理事長が別に定める。

附則 この要領は、平成16年4月22日から施行する。

附則 この要領は、令和7年3月1日から施行する。

研究活動等支援要領細則

第1条 研究活動支援要領（以下「要領」という。）第4条第1項の書面に記載する事項は、次の各号のとおりとする。

- 一 支援を受けようとする研究団体等の名称、代表者の氏名、連絡先（住所、電話番号、電子メールアドレス、担当者の氏名等）
- 二 受けようとする支援の内容（資金の提供を要請する場合は金額、物品の提供を要請する場合は品目及び数量、要員の派遣を要請する場合は人数を含む。）
- 三 支援を必要とする理由

第2条 要領第7条第1項の委員会の委員の数は、3人以上5人以内とする。

附則 この細則は、平成16年4月22日から施行する。

附則 この細則は、令和7年3月1日から施行する。